

国の各種方針等における位置づけ

○経済財政運営と改革の基本方針 2017（抜粋）

平成 29 年 6 月 9 日
閣 議 決 定

第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

④ 所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用

公共事業や農地・林地の集約化等において共通課題となっている所有者を特定することが困難な土地*に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告するものとする。

官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行う。また、インデックス等の充実、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る。あわせて、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。

(p. 37～38)

* 「所有者不明土地問題研究会」における法務省・国土交通省の調査によれば、現在、50 年以上所有権の移転の登記等がされていない土地が、中山間地等では 26.6%、大都市部でも 6.6%に上るとともに、約 2 割の土地が所有者の所在の把握が難しい土地に該当する。

○未来投資戦略 2017（抜粋）

平成 29 年 6 月 9 日
閣 議 決 定

<本文>

I. Society5.0 として目指すべき戦略分野

4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等

iii) 民間投資の喚起による都市の競争力の向上等

- ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手する。
- ・官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行う。また、インデックス等の充実、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る。あわせて、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。 (p. 59)

8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

i) 既存住宅の流通促進・空き家対策等に向けて講ずべき施策

- ・所有者不明土地の解消に向け、相続登記が長期にわたり行われていない土地を調査して所有者の把握を容易にするため、制度改正を含めた具体的施策の検討を行い、来年度中を目途に検討結果に応じた所要の措置を講じる。 (p. 78～79)

○規制改革実施計画（抜粋）

平成 29 年 6 月 9 日
閣 議 決 定

Ⅱ 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2) 個別実施事項 ②官民データ活用

(p. 20)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
不動産登記のデータ整備（相続登記の促進）	<p>a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者とのかい離状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。</p> <p>b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。</p> <p>c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:平成 29 年度上期措置</p> <p>b:平成 29 年度措置</p> <p>c:平成 29 年度検討開始、結論を得た事項につき措置</p>	法務省
不動産登記情報の公開の在り方	<p>不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。</p>	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	法務省
不動産登記情報等の行政機関間連携	<p>a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。</p> <p>b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをよりの確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。</p>	平成 29 年度検討・結論	<p>a 法務省</p> <p>b 内閣官房</p>

○世界最先端IT 国家創造宣言・官民データ活用推進

基本計画（抜粋）

平成 29 年 5 月 30 日
閣 議 決 定

第 2 部 官民データ活用推進基本計画

Ⅱ 施策集

Ⅱ－1－(6) 情報システム改革・業務の見直し【基本法第15条第1項関係】

② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策

<電子行政分野>

- ・ 不動産登記情報等の行政機関間連携
 - 不動産登記簿などの所有者台帳から所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地の存在により、地方公共団体の業務及び民間開発に支障。
 - 不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における最新の所有者情報をよりの確に蓄積し、行政機関内で共有する等の仕組みについて、その構築のための政府（国）としての推進体制を検討し、平成29年度中に決定。